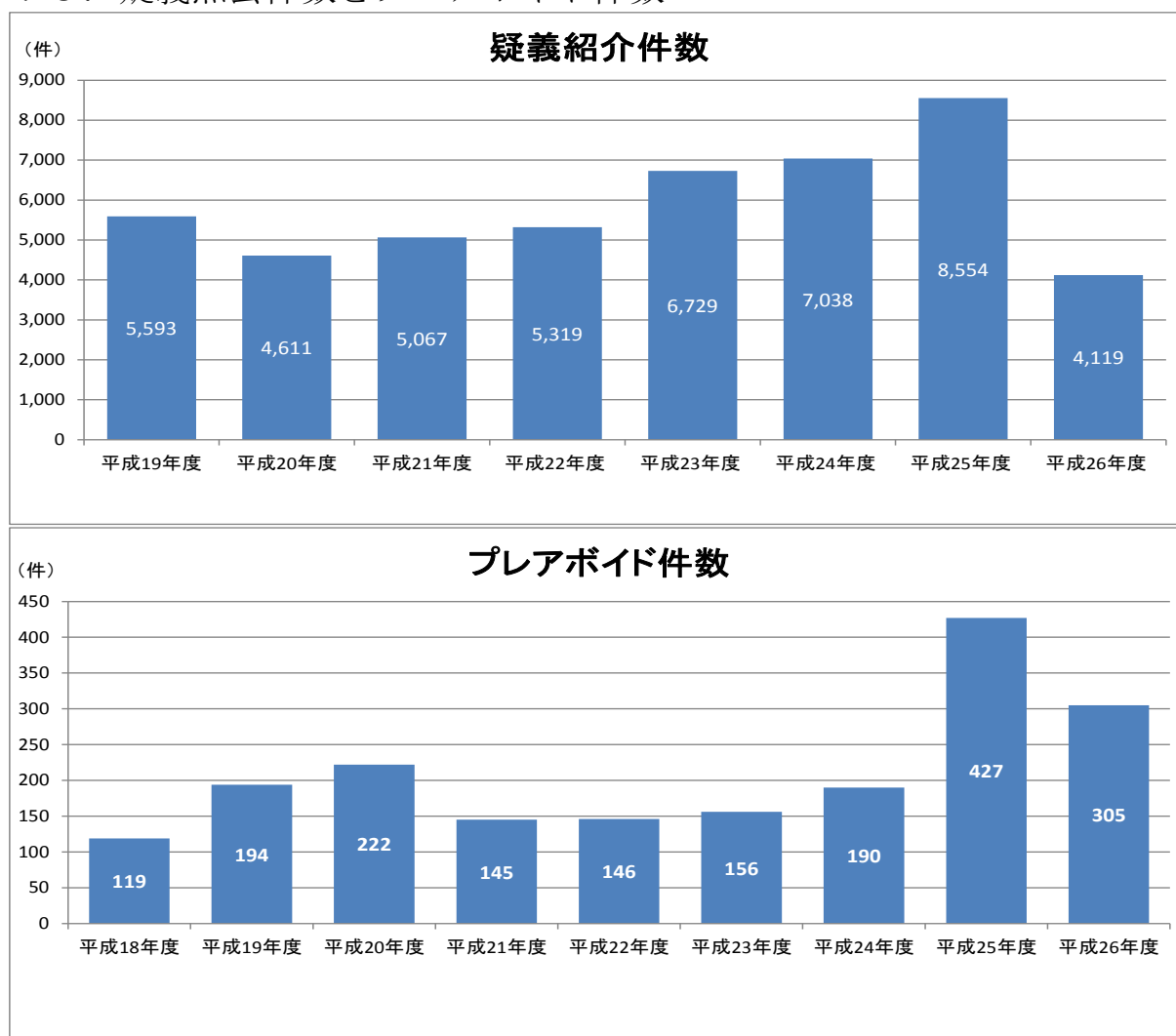


7 5. 疑義照会件数とプレアボイド件数



薬剤師法第24条には、「薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。」と規定されており、薬剤師は疑義照会を行っている。

薬剤師が疑義照会を行うこと、薬学的ケアを行うこと、処方提案を行うことで、薬物療法における患者の不利益を回避または軽減させることがあるが、これを“プレアボイド事例”という。これらの件数は、薬剤師がインシデントを回避している事例件数といえる。平成25年度に病棟薬剤師の完全配置により、これら件数が増加した。平成26年度には、事前に承諾を得ることにより調剤方法の変更等を実施するようになったため、疑義照会件数としては減少したが、疑義照会の質としては維持または向上していると思われる。